

○東扇島中公園イベント等使用料内訳(平成28年度)

件名	使用料	備考	免除根拠
川崎みなと祭り(みなと祭り実行委員会)	0円	免除	港湾施設条例施行規則第4条の3(4)に該当
NPO法人による芝生広場専用利用	1,000円		
夏休み宿泊研修(川崎港振興協会)	0円	免除	港湾施設条例施行規則第4条の3(4)に該当

<参考>

【港湾施設条例抜粋】(料金表)

種別	単位	金額	
港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う競技会、集会その他これらに類する催し	1日 1,000平方メートルまで ごとに	2時間未満	250円
		2時間以上4時間未満	500円
		4時間以上8時間未満	1,000円
		8時間以上	1,500円

【港湾施設条例施行規則抜粋】

(使用料及び利用料金の減免)

**第4条の3** 条例第14条第1項に定める特別の事由があると認めるときは、次に定めるとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体が、公用、公共用又は公益事業の用に供するため利用するとき。
- (2) 災害その他利用者の責めに帰すことのできない事由により、港湾施設の全部又は一部を利用することができないとき。
- (3) 外国政府の船舶が親善訪問のため、岸壁等を利用するとき。
- (4) 市長が港湾の振興対策上必要があると認めるとき。

○東扇島中公園バーベキュー場使用料

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
件数	723件	807件	761件
使用料	1,280,700円	1,332,600円	1,255,300円

<参考>

かまど使用料

区分	平日	土日祝
かまど付き	1,000円	1,200円
かまどなし	500円	600円